賃金引上げ枠・賃上げ加点の申請に係る誓約書

**【全国商工会連合会提出用（第15回用）】**

（様式７）

　小規模事業者持続化補助金＜一般型＞（以下、「本補助金」という。）の賃金引上げ枠または賃上げ加点の申請に伴い、次の１～４までのいずれにも誓約します。

1. 補助事業の終了時点において、事業場内最低賃金が申請時の地域別最低賃金より＋５０円以上（賃上げ加点の場合は＋３０円以上）である要件を満たすこと。
2. すでに事業場内最低賃金が地域別最低賃金より＋５０円以上（賃上げ加点の場合は＋３０円以上）を達成している場合は、現在支給している、事業場内最低賃金より＋５０円以上（賃上げ加点の場合は＋３０円以上）とする要件を満たすこと。
3. 直近１か月間における、労働基準法に基づく賃金台帳（役員、専従者従業員を除く全従業員分）及び役員、専従者従業員を除く全従業員の雇用条件（１日の所定労働時間、年間休日）が記載された書類の写しを偽りなく提出すること。
4. 上記の要件が満たされなかったことにより、全国商工会連合会会長から本補助金の交付を行わない通知があった場合、その通知に従うこと。

 　年　　　月　　　日

法人名（法人の場合）

代表者又は個人事業主の氏名　　　　　　　　　 　　　　　　　　印

（※自署または記名捺印）

※裏面あり

事業場内最低賃金算出表

（様式7―裏面）

＊記載された金額や時間が賃金台帳等と一致しない場合は、適切な審査ができないため不備となる可能性があります。

＊事業場内最低賃金の該当者が複数名いる場合は、本ページをコピーしてご提出ください。

・　該当する申請を選択（〇を付けてください）　**【　賃金引上げ枠　/　賃上げ加点　】**

　以下に、事業場内最低賃金に該当する労働者名を記入し、該当する賃金体系をチェックの上、

①直近１か月分の賃金台帳に記載された賃金額と②所定労働時間数を記載して③時間給または時間換算額を算出してください。その結果を④事業場内最低賃金となる時間給または時間換算額に記載します。

|  |
| --- |
| 【事業場内最低賃金に該当する労働者名】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 該当する賃金体系にチェック | ①直近１か月分の賃金台帳に記載された賃金額※１ | ②所定労働時間数 下記〈表１〉を参考にしてください。※2 | ③時間給または時間換算額(①÷②）※1 |
| □ | 時給制 | 　　　　　　　　　 | 円 |
| □ | 日給制 |  円/日 | (A)　　　　　　　　　　　時間 | 円 |
| □ | 月給制 | 　　　　　　　　　円/月 | (C)　　　　　　　　　　　時間 | 円 |
| □ | 年俸制 |  　円※3 | (D)　　　　　　　　　　　時間 | 円 |
| □ | 歩合給制 | 　　　　　　円※3 | （E）　　　　　　　　　　　時間 | 円 |

※3　年俸制は年俸額・歩合給制は１年間に支払われた歩合給の総額

④事業場内最低賃金となる時間給または時間換算額　　1時間あたり（　　　　　　　　　円）

※歩合給と固定給を併用している場合は、算出したそれぞれの金額を合算した額となります。

⑤申請時点の地域別最低賃金（　　＿＿＿＿＿円）　　都道府県名（　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

（※④が⑤を下回る場合は、申請できません。）

　　 ※１「時間給または時間換算額」の構成要素に算入されないもの**（限定列挙）**

賞与、時間外勤務手当・休日出勤手当・深夜勤務手当、通勤手当、

家族手当、精皆勤手当、臨時の賃金（結婚祝賀金等）、役員手当

※2〈表１〉所定労働時間数を算出するための労働時間数の計算方法

（A）　　1日の所定労働時間数 （　　　　　）時間

（B）　　1年間の所定労働日数　　　　 （　　　　　）日間（３６５※－（１年の休日合計日数）

（C）　　１ヶ月の平均所定労働時間数 （D）　÷　　１２

（D）　　1年間の所定労働時間数　　　 （A）　×　（B）

（E）　　1年間の所定内・所定外含めた総労働時間数（雇入れ１年未満の場合は、
雇用されてからの期間）

**原則、「所定労働日数」「所定労働時間数」は、就業規則や労働契約に定められた、休日勤務や時間外労働を除く日数・時間数です。**

**※閏年の場合は366で計算してください。**